

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
- ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●三条市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	保育所・園等の入所申込	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/sanikoukyouiku/kvoikuiinkai/imukyoku/kosodateshienka/5/10720.html	○		子育て支援課	0256-45-1115	申込者が三条市民である必要があるため、住民票の提出などにより三条市内に住所を有することの証明が必要
2	住民票の続柄の表記	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimimbu/shimimadoguchika/madoguchi/madoguchi/4018.html	○		<ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口課 (三条市役所本庁舎) ・栄サービスセンター (三条市役所栄庁舎) ・下田サービスセンター (三条市役所下田庁舎) 	0256-34-5540	パートナーシップ宣誓者で三条市に住民票を有しており、かつ同一世帯の場合、申出により続柄を「縁故者」とすることができる
3	市営住宅の入居審査を受けられる	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/fukushihokembu/fukushika/fukusikouei/shikenei jutaku/584.html	○		福祉課	0256-34-5405	申請者が三条市民である必要があるため、住民票の提出などにより三条市内に住所を有することの証明が必要
4	パートナーやファミリーが障がいのある方のために運転する場合の軽自動車税の減免申請	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/somubu/zeimuka/shiminzeikakari/minicar/15241.html	○		税務課	0256-34-5529	申請者が三条市民である必要があるため、住民票の提出などにより三条市内に住所を有することの証明が必要

●三条市

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
5	移住家族住まいづくり補助金	https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/shimibu/chiikikeieika/community/iju_subsidy/iju_subsidy_residence/19046.html	○		地域経営課	0256-34-5646	パートナーシップ制度利用者双方が39歳以下で、かつ、どちらかが転入から3年以内で申請年度に住宅を取得する世帯に住宅取得に係る費用を最大160万円補助